

横芝光町農業委員会 6 月第 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 5 日(水) 午後 4 時～午後 4 時 25 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (11 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	9 番	鈴木 茂樹
	10 番	下高原 美津子	11 番	伊藤 裕児
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 7 番 向後 隆輝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 6 年度第 2 回農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和6年6月第3回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 本日、ご多用のところご臨席いただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。 (佐藤町長あいさつ) ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日は、7番 向後 隆輝委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) はい、ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。 6番 花澤 成晃委員、12番 秋葉 芳明委員、2名にお願いします。

	会議書記には、いつもどおり事務局の布施主幹を指名いたしますのでよろしくをお願いします。 続いて、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。 令和6年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。 今回の3条の許可申請は、2件です。 なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。 申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。 1件目の申請地は、宮川字入表の畑1筆、490㎡です。 農業をしていない譲渡人から隣接地を耕作している譲受人へ、耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。 譲受人は、水稻を作付けする予定です。 2件目は、鳥喰下字浜街道の畑1筆、378㎡です。 農業をしていない譲渡人から隣接地を耕作している譲受人へ、耕作利便のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。 申請地では、落花生の作付けを予定しております。 申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。 以上、議案第1号の説明でございます。 議長 ありがとうございます。ただいま議案第1号の朗読並びに説
--	--

	明が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、担当の向後隆輝委員は、欠席でございます。事務局から何かありますか。
事務局	本案につきましては、向後隆輝委員より説明を受けております。「隣接する農地を耕作している譲受人が、耕作利便のため贈与により所有権移転するものです。現地を確認したところ耕作しており、問題はないと思われれます。よろしくお願いします」とのことでした。
議 長	説明が終わりしましたので、1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 2 番	1 2 番 秋葉です。隣接する農地を耕作している譲受人が耕作利便のため売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、問題ないと思われよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終わりしましたので2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定い

	たしました。
議 長	続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和6年6月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。今回の5条の許可申請は、1件です。 譲受人と譲渡人は、それぞれ資料に記載のとおりです。 申請の土地は、北清水字雁野前の畑1筆及び田1筆、合計348㎡です。 転用の目的は、一般専用住宅1棟になります。 申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。 申請地①は、横芝駅から南東へ3.5kmの位置にあります。 ここは申請地から見て南西部に農地の集団性を認めますので、第1種農地と判断しました。第1種農地は、原則転用許可が認められない農地となりますが、例外規定があり、集落に接続して建設される住宅が該当します。 譲受人は、小学校やスーパーに近接し生活の利便性が高く、かつ親から子育ての支援を受けられる実家に隣接する本申請地を選定したところです。 住宅建築面積は、106㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。 土地改良関係については、両総土地改良区の受益地外です。 雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、東側の側溝に流し土地改良区管理の排水路へ放流する計画であり、両総土地改良区から排水の同意を得ています。

	隣接農地所有者は、譲渡人のみのため、事業説明は省略しています。 転用期間は令和6年8月1日から令和6年12月31日までを予定しております。 建設費等は借入金により賄う予定であり、金融機関の融資仮承認審査結果書により、必要な資金を確保していることを確認しました。 以上、議案第2号の説明でございます。
議 長	ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終了しました。 議案第2号について、担当委員の説明を求めます。
8 番	8番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、耕作はなされておらず、汚水は浄化槽で処理後に排水され、土地改良区の同意があることから問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終わりましたので、議案第2号についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので質疑を終了して、議案第2号についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
事務局	続いて、日程第4 議案第3号 令和6年度第2回農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。 議案第3号 令和6年度第2回農用地利用集積促進計画(案)の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律19条第2項の規定により

令和6年度第2回農用地利用集積計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構事業の推進に関する法律に基づくもので、同法18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

貸付先は、〇〇にある〇〇〇〇で、現在後継者である息子が規模拡大に向けて、会社組織を整え、畜舎やたい肥舎の建設を進めているところです。

今回、畜舎建設予定地が自己所有地でないため、借受先から賃借により借受ける形をとるため、農用地利用集積等促進計画に基づく農地中間管理機構の設定をするものです。

対象農地は、原方字白銀の畑1筆、2,451㎡で、設定期間は、20年間で、令和27年までとなります。

お配りいたしました地図をご覧ください。斜線で示されたところが、今回権利を設定する農地となります。雑種地と書かれたところは、畜舎が建っておりそれを取り囲むように畑が所在しています。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並び説明が終了しました。

本案件について、担当委員の説明を求めますが、先程同様向後隆輝委員は本日欠席でございますので、事務局から補足があればお願いします。

事務局

本案につきましては、向後隆輝委員より説明を受けております。「本案件につきましては、現地を確認したところ耕作はなされていないことから、畜舎の建設は問題はないと考えられます。よろしくをお願いします」とのことでした。

議 長

説明が終了しましたので、本案件についての質疑を許します。
(質疑なし)

事務局	質疑ありませんので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって本案件については、原案のとおり決定いたしました。 以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。 以上をもちまして、令和6年6月第3回農業委員会定例総会を閉会します。
-----	---